

第 218 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 8 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

218 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和5年8月10日(木) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和5年8月10日(木) 午後2時20分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(13人)

会長 4番 中村文男

委員	1番 佐々木 正義	2番 石橋 薫
	3番 夏坂 元一朗	5番 夏堀 健一
	7番 山田 憲幸	8番 堀内 重男
	10番 佐々木 一雄	11番 佐々木 徳志
	12番 三浦 恵美子	13番 赤石 敏文
	14番 高橋 勝敏	15番 河守田 雄一
	6番 梅内 道子	9番 川守田 雄一
	16番 工藤 信仁	

5. 欠席委員(3人)

6. 会議書記

事務局長	野月 正治
総括主査	佐藤 弓孔
主査	宮野 健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第5号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>2番 石橋 薫委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第218回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、6番 梅内 道子 委員・9番 川守田 雄一 委員・16番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中13名で、委員定数に達しておりますので、第218回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時6分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2番 石橋 薫 委員</p> <p>5番 夏堀 健一委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第5号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p>

		<p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
佐藤 総括主査		<p>報告第5号について、説明いたします。</p> <p>農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成19年2月21日から令和9年2月20日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和5年7月11日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長		<p>次に、日程第5 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤 総括主査</p>
佐藤 総括主査		<p>議案第14号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長		<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋薫調査員</p>
石橋 調査員		<p>2番 石橋から説明いたします。</p> <p>去る8月1日、黒坂農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第14号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第14号について、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番と2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長		<p>議案第14号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長		<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

佐藤 総括主査	よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 5 議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
	議案の説明を求めます。
	佐藤 総括主査
	議案第 15 号について、説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、 37 件です。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。
	農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。
	番号 1 番の利用目的は畑、期間は 3 年 4 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 1,619 円です。
	番号 2 番の利用目的は畑、期間は 5 年 4 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 925 円です。
	番号 3 番の利用目的は畑、期間は 5 年 4 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。
	番号 4 番の利用目的は樹園地、期間は 9 年 7 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 6,666 円です。
番号 5 番の利用目的は樹園地、期間は 4 年 7 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,130 円です。 番号 7 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,990 円です。	
番号 8 番から番号 35 番は、名川第一工区内に上名久井から高瀬地区に向けてバイパス道路を新設する計画があるため、町道創設換地分にあたる約 5.37%を除いた面積での利用権となります。	
特筆すべき事項として、実際の利用権設定面積を表右側にあります備考欄に記載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。	
番号 8 番から番号 14 番の利用目的は田、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。	
番号 15 番の利用目的は田と畑、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。	
番号 16 番の利用目的は田、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。	
番号 17 番から番号 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。	
番号 20 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。	

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>番号 21 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 23 番から番号 25 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 26 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 27 番から番号 31 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 32 番から番号 34 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 35 番から番号 37 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 15 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 218 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 20 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....